

# 株券等貸借取引に関するガイドライン

平成29年9月29日版

日 本 証 券 業 協 会

目次

I.	総論	1
1.	目的	1
2.	対象範囲	1
3.	対象株券等	1
II.	約定及び約定照合	2
1.	約定時限等	2
2.	約定及び約定照合	2
(1)	約定照合の必須項目	2
(2)	T + 0 決済となる新規取引の貸借期間	2
(3)	返済対象とする貸借明細の連絡	3
(4)	一部返済時に返済対象とする貸借明細の優先順位付け	3
(5)	レートチェンジ・レンダーチェンジ時の約定照合	3
III.	担保金	3
1.	担保金額の算出方法	3
(1)	貸借明細単位の担保金額の算出	3
(2)	貸借対象株券等の時価	4
2.	担保金額照合及び受払い	4
IV.	貸借料及び担保金金利	5
1.	貸借料の算出方法	5
(1)	貸借明細単位の各日の貸借料の算出方法	5
(2)	貸借料の月次合計金額の算出方法	5
(3)	貸借対象株券等の時価	6
2.	担保金金利の算出方法	6
(1)	各日の担保金金利の算出方法	6
(2)	担保金金利の月次合計金額の算出方法	6
(3)	担保金利率	6
3.	貸借料及び担保金金利の照合	6
4.	貸借料及び担保金金利の受払い	6
V.	コーポレート・アクション発生時の取扱い	7
1.	配当金、収益分配金、分配金	7
(1)	配当金相当額等の算出方法	7
(2)	配当金相当額等の照合	7
(3)	配当金相当額等の支払い	7
2.	貸借取引の明細に異動が生じるコーポレート・アクション	8
(1)	貸借残高	8
(2)	担保金額の算出方法	9
(3)	貸借料の算出方法	10
3.	その他のコーポレート・アクション	10
(1)	議決権及び株主優待	10

	(2) その他.....	10
VII.	決済の円滑化等.....	11
	(1) 貸株DVP決済の新規利用促進.....	11
	(2) 貸株DVP決済の積極的利用.....	11
	(3) 約定照合・担保金額照合における留意点.....	11
	(4) 残高照合における留意点.....	11
別紙1	返済取引連絡フォーマット.....	12
別紙2	配当金相当額等照合フォーマット.....	13
別紙3	コーポレート・アクションにおける貸借残高の取扱い.....	14
別紙4	コーポレート・アクションにおける担保金額の算出方法.....	15
別紙5	コーポレート・アクションにおける貸借料の算出方法.....	18

## I. 総論

### 1. 目的

我が国の金融・資本市場の競争力を強化するためには、証券決済システムの一層の利便性の向上及びリスク管理の強化等が必要である。こうした認識を踏まえ、平成31年の早い時期に株式等の決済期間の短縮化（以下「T+2化」という。）を実施する予定である。

「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」では、T+2化の実施に向けた課題として、株券等貸借取引に係る処理の標準化・迅速化について検討を行ってきた。今般、その検討結果を踏まえ、「株券等貸借取引に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）を取りまとめ、市場参加者へ周知することとした。多くの市場参加者が本ガイドラインを参考にされることにより、株券等貸借取引が一層円滑に行われることが望まれる。

なお、本ガイドラインは、市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではない。

### 2. 対象範囲

本ガイドラインは、決済方法（DVP<sup>1</sup>方式、FOP<sup>2</sup>方式）の如何にかかわらず、全ての株券等貸借取引を対象とすることとする。

なお、本ガイドラインの他、株式会社証券保管振替機構（以下「保振」という。）の決済照合システムの利用者については、「決済照合システム 利用者運用マニュアル 別冊：マーケットルール編（国内取引）」に基づき、また、株式会社ほふりクリアリング（以下「ほふりクリアリング」という。）の貸株DVP参加者については、「一般振替DVP業務マニュアル（DVP参加者編）」に基づき、事務を行う必要がある。

### 3. 対象株券等

本ガイドラインにおける「株券等」とは、株券、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。）、国内の取引所金融商品市場に新たに上場される又は既に上場されている投資信託受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する受益証券をいう。）及び投資証券（同法に規定する投資証券をいう。）をいう。

---

<sup>1</sup> Delivery Versus Payment の略で、「証券の引渡し（Delivery）」及び「代金の支払い（Payment）」について相互を条件とし、一方が行われなければ他方も行われない決済方法。

<sup>2</sup> Free Of Payment の略で、「証券の引渡し（Delivery）」及び「代金の支払い（Payment）」を別々に行う決済方法。

## II. 約定及び約定照合

### 1. 約定時限等<sup>3</sup>

市場参加者は、下表に定める時限までに、株券等貸借取引の約定及び照合を完了することが望ましい。

下表において、約定日を「T」と表す。

決済期間	約定時限
T + 2 以上	T の 17 時
T + 1	(※注)
T + 0	T の 13 時

なお、権利確定日に発生したフェイルに伴う追加振替等のための貸借取引を含め、各約定当事者間の合意により約定時限を定めることを妨げるものではない。

(※注)

T + 1 決済取引の約定については、担保金照合完了（貸株DVPにおいては、必要担保金データ、金額調整データの一致、承認まで）の時間を考慮し、約定当事者双方が合意の上で時限を定めることとする。市場参加者はマーケットフェイルを抑制することを目指し、以下の対応により十分な約定時間を確保する。

- ・市場の流動性確保、取引機会の確保の観点から、極力、取引所取引の終了以降も T + 1 決済取引の約定に応じるよう努めるものとする。
- ・約定後に行う約定照合データ送付、必要担保金データ送付、金額調整データ送付の各プロセスについて、各社が正確かつ迅速に行える体制を整えるものとする。

### 2. 約定及び約定照合

市場参加者は、約定が成立した後、新規取引（スタート）及び返済取引（エンド）の個別取引単位で、保振の決済照合システム、電子メール等を使用し、速やかに約定照合を行う。

#### (1) 約定照合の必須項目<sup>4</sup>

- ① 銘柄名（銘柄コード）
- ② 貸借数量
- ③ 貸出者（ファンドNo.）
- ④ 借入者
- ⑤ 決済日（貸借開始の取引決済日・貸借終了の取引決済日）
- ⑥ 貸借期間
- ⑦ 貸借料率

#### (2) T + 0 決済となる新規取引の貸借期間<sup>5</sup>

市場参加者は、フェイルの発生回避（以下「フェイルカバー」という。）を目的とした T + 0 決済の新規取引については、速やかに約定照合を完了させるために、貸借期間を定めず、一律オープン・エンドで約定する。また、当該取引の約定時点において、返済予定日を合意している場合には、速やかに返済取引の約定及び約定照合を行う。ただし、取引当事者間で合意した場合には、T + 0 決済の新規取引についてクローズド・エンドで約定することを妨げるものではない。

なお、フェイルカバーが目的でない取引については、この限りでない。

<sup>3</sup> 「II. 約定及び約定照合 1. 約定時限等」項における日数は全て営業日の日数とする。

<sup>4</sup> 保振の決済照合システムを使用する場合には、保振「決済照合システム 接続仕様書（各種）」に基づき約定照合を行う。

<sup>5</sup> 保振「決済照合システム 利用者運用マニュアル 別冊：マーケットルール編（国内取引編）」4. 8と同様の取扱いとする。

(3) 返済対象とする貸借明細<sup>6</sup>の連絡

返済取引を約定した場合には、借入者は、貸出者に対し、約定照合データ送付時限までに「返済取引連絡フォーマット（別紙1）」を用いて、返済対象とする貸借明細を連絡する。

なお、「返済取引連絡フォーマット」の項目は以下のとおりとする。

- ① 相手先コード（※）
- ② 銘柄名（銘柄コード）
- ③ 返済数量
- ④ 受渡日到来済貸借残高<sup>7</sup> 又は 受渡日未到来残高を含む約定済貸借残高
- ⑤ 貸借料率
- ⑥ 返済取引の約定日
- ⑦ 返済取引の決済日
- ⑧ 当初取引決済日
- ⑨ 取引コード<sup>8</sup>（※）
- ⑩ ファンド No.（※）
- ⑪ 送付元コード（※）

（※）取引当事者間で送付データを定義する任意項目とする。

(4) 一部返済時に返済対象とする貸借明細の優先順位付け

複数の貸借明細が存在する銘柄（同一銘柄で異なる条件での取引がある銘柄）の返済取引については、以下①②の順序で返済を行うものとする。

- ① 貸借料率（レート）がより高い貸借明細
- ② （①が同順位の場合）貸借開始の取引決済日がより古い貸借明細

ただし、一方の取引当事者が、約定時に返済対象の貸借明細を指定した場合にはこの限りでない。

(5) レートチェンジ・レンダーチェンジ時の約定照合<sup>9</sup>

同時に発生した既存貸借残高の返済取引及び新規取引の振替を、レートチェンジ（貸借料率の変更）又はレンダーチェンジ（貸出者の変更<sup>10</sup>）により、ネットイングし、省略する場合、市場参加者は、レートチェンジ、レンダーチェンジの約定と明示した上で、約定照合を行うものとする。

### III. 担保金

#### 1. 担保金額の算出方法

(1) 貸借明細単位の担保金額の算出<sup>11</sup>

担保金額は、貸借明細単位で、以下の算式により算出し、貸借明細単位で小数点以下を切り捨てる。

- 担保金額＝時価総額×担保金率
- 時価総額＝貸借数量×貸借対象株券等の時価

<sup>6</sup> 「貸借明細」とは、「個別取引明細書」における1つの貸借取引を指す。

<sup>7</sup> 返済取引の約定日時点における該当貸借明細の現貸借残高を指す。

<sup>8</sup> 各市場参加者が使用している各社システムにおける通番等を指す。

<sup>9</sup> 保振「決済照合システム 利用者運用マニュアル 別冊：マーケットルール編（国内取引編）」4. 5と同様の取扱いとする。

<sup>10</sup> 信託銀行との取引において、取引対象のファンドを変更する場合等。

<sup>11</sup> エクスクルーシブ契約も同様の取扱いとする。

(2) 貸借対象株券等の時価

上記Ⅲ. 1. (1)の計算において使用する貸借対象株券等の時価は、以下のとおりとする。

受渡日到来済／未到来の取引	決済期間	新規／返済取引	時価採用日	時価の種類
受渡日到来済の取引 (貸借残高)	—	—	受払日 <sup>12</sup> の 前々営業日 <sup>13</sup>	ほふり時価 <sup>14</sup>
受渡日未到来の取引	T + 1 以上	新規取引		
		返済取引		
	T + 0	新規取引	受払日の 前営業日	
返済取引		受払日の 前々営業日		

## 2. 担保金額照合<sup>15</sup>及び受払い

(1) 翌営業日に受払いする担保金額等の照合及び受払い

市場参加者は、貸借期間中の毎営業日に、以下のとおり翌営業日に受け払いする担保金額等を照合する。担保金額照合の内容及び、翌営業日に、取引当事者間で担保金を受け払う。

① 総額入力方式<sup>16</sup>（DVP総額入力方式、FOP方式）

(イ) 受渡日到来済の取引（貸借残高）及び、T + 1 決済取引の約定時限より前に約定した翌営業日を受渡日とする株券等貸借取引

受払日前営業日のT + 1 決済取引の約定完了後速やかに翌営業日受払分の担保金額照合に必要なデータ（翌営業日に受払する担保金額等）を保振の決済照合システム、電子メール等を使用して相手側へ通知し、照合する。

(ロ) T + 1 決済取引の約定時限以降に約定した翌営業日を受渡日とする株券等貸借取引

当該取引ごとに担保金額のデータを保振の決済照合システム、電子メール等を使用して相手側へ通知し、速やかに照合する。

<sup>12</sup> 貸借取引の受渡日ではなく、担保金（有価証券担保含む）を受入/支払する日を指す。

<sup>13</sup> T + 1 決済取引において、約定照合が約定の翌営業日以降に実施された場合には、受払日前日時点の時価で担保金額計算を行う。

<sup>14</sup> 「ほふり時価」とは、ほふりクリアリングの貸株DVPにおける「決済金額自動計算機能」で採用する時価を指す。なお、当該機能においては、決済照合一致のタイミングに応じて採用する時価を決定しており、表中の「T + 1 以上」は受渡日前日の22時までに決済照合一致した場合、「T + 0」は受渡日当日の7時以降に決済照合一致した場合を示す。

<sup>15</sup> 保振「決済照合システム 利用者運用マニュアル 別冊：マーケットルール編（国内取引編）」4. 11と同様の取扱いとする。

<sup>16</sup> ほふりクリアリング「一般振替DVP業務マニュアル（DVP参加者編）」において定められている「総額入力方式」を指す。

② 差額入力方式<sup>17</sup>（DVP差額入力方式）

(イ) 受渡日到来済の取引（貸借残高）

16時までに翌営業日受払分の不足担保金及び余剰担保金のデータを保振の決済照合システムを使用して相手側へ通知し、速やかに照合する。

(ロ) 翌営業日を受渡日とする株券等貸借取引

当該取引ごとに担保金額のデータを保振の決済照合システムを使用して相手側へ通知し、速やかに照合する。

(2) 当日に受払いする担保金額等の照合及び受払い

市場参加者は、T+0決済取引を約定した場合、その都度、当該取引ごとに担保金額のデータを保振の決済照合システム、電子メール等を使用して相手側へ通知し、速やかに照合する。担保金額照合の内容に基づき、当日中に、取引当事者間で担保金を受け払う。

## IV. 貸借料及び担保金金利

### 1. 貸借料の算出方法<sup>18</sup>

(1) 貸借明細単位の各日の貸借料の算出方法

貸借明細単位の各日の貸借料は、貸借期間中の各日（新規取引決済日を含み、返済取引決済日を除く。）について貸借明細単位で各日の時価総額（貸借数量×貸借対象株券等の時価）に貸借料率を乗じ、365で除して算出される金額（小数点第3位を四捨五入）とする。

$$\bullet \text{ 貸借明細単位の各日の貸借料} \\ = \text{各日の時価総額} \times \text{貸借料率} \times \frac{1}{365}$$

（小数点第3位を四捨五入）

(2) 貸借料の月次合計金額の算出方法

貸借料の月次合計金額は、休日を含む月初暦日～月末暦日の1カ月間における、全貸出明細の各日の貸借料を合算して算出する。合算にあたっては、合算前の明細単位（日ごと、銘柄ごと、契約ごと）での小数点以下切り捨ては行わず、合算後に、小数点以下を切り捨てる。

$$\bullet \text{ 貸借料の月次合計金額} \\ = \sum_{\text{月初暦日} \sim \text{月末暦日}} \text{全貸出明細単位の各日の貸借料} \\ \text{（合算後の小数点以下を切り捨て）}$$

<sup>17</sup> ほふりクリアリング「一般振替DVP業務マニュアル（DVP参加者編）」において定められている「差額入力方式」を指す。

<sup>18</sup> エクスクルーシブ契約における、エクスクルーシブ料は除く。



(3) 貸借対象株券等の時価

上記Ⅳ. 1. (1)の計算において使用する貸借対象株券等の時価は、営業日の場合には前営業日の「ほふり時価」、非営業日の場合には2営業日前の「ほふり時価」とする。

貸借料計算に使用する時価 (例)

計算基準日 <sup>19</sup>		採用時価
日付	曜日	
2月6日	木	2月5日の時価
2月7日	金	2月6日の時価
2月8日	⊕	2月6日の時価
2月9日	⊕	2月6日の時価
2月10日	月	2月7日の時価
2月11日	火(祝)	2月7日の時価
2月12日	水	2月10日の時価
2月13日	木	2月12日の時価
2月14日	金	2月13日の時価

※表中の「○」は、非営業日を指す。

## 2. 担保金金利の算出方法

(1) 各日の担保金金利の算出方法

各日の担保金金利は、貸借期間中の各日の担保金残高に担保金利率を乗じ、365で除して算出される金額(小数点第3位を四捨五入)とする。

$$\begin{aligned} & \bullet \text{ 各日の担保金金利} \\ & = \text{各日の担保金残高} \times \text{担保金利率} \times \frac{1}{365} \end{aligned}$$

(小数点第3位を四捨五入)

(2) 担保金金利の月次合計金額の算出方法

担保金金利の月次合計金額は、休日を含む月初暦日～月末暦日の1カ月間における、各日の担保金金利を合算して算出する。なお、合算後、小数点以下を切り捨てる。

$$\begin{aligned} \bullet \text{ 担保金金利の月次合計金額} & = \sum_{\text{月初暦日} \sim \text{月末暦日}} \text{各日の担保金金利} \\ & \text{(合算後の小数点以下を切り捨て)} \end{aligned}$$

(3) 担保金利率

上記Ⅳ. 2. (1)の計算で使用する担保金利率は、取引当事者間にて取り決める。

## 3. 貸借料及び担保金金利の照合

市場参加者は、後述Ⅳ. 4. 記載の受払日の前営業日までに、メール等で貸借料の受入金額、支払金額、及び担保金金利の受入金額、支払金額を照合する。

## 4. 貸借料及び担保金金利の受払い

前述Ⅳ. 1. で算出した貸借料及びⅣ. 2. で算出した担保金金利の受払日は、算出対象月の翌月10日とする。10日が非営業日である場合には、その前営業日を受払日とする。

<sup>19</sup> 貸借料が発生する貸借期間中の各日を指す。

## V. コーポレート・アクション発生時の取扱い

### 1. 配当金、収益分配金、分配金

配当金、収益分配金、分配金が発生した場合、受け払う配当金相当額、収益分配金相当額、分配金相当額（以下「配当金相当額等」という。）の取扱いは以下のとおりとする。

#### (1) 配当金相当額等の算出方法

##### ① 配当金相当額等の算出方法

配当金相当額等は、貸借明細単位で、以下の算式により算出する。

- 配当金相当額等＝名目額×貸借数量×相当額計算比率

（小数点以下を切り捨て）

##### ② 配当金相当額等の合算方法

配当金相当額等の受払金額は、取引当事者間で受領すべき配当金相当額等と支払うべき配当金相当額等を合算して算出する。

#### (2) 配当金相当額等の照合

貸出者は後述V. 1. (3)記載の支払日の3営業日前までに、支払日毎に「配当金相当額等照合フォーマット（別紙2）」を作成の上、借入者へ送付する。借入者は照合を行った後、配当金支払日の2営業日前までに貸出者へ連絡することが望ましい。

なお、「配当金相当額等照合フォーマット」の項目は以下のとおりとする。

- ① 支払日
- ② 権利確定日
- ③ ファンド No. (※)
- ④ 相手先コード (※)
- ⑤ 銘柄名（銘柄コード）
- ⑥ 貸借数量
- ⑦ 配当単価
- ⑧ 配当金相当額
- ⑨ 相当額計算比率
- ⑩ 送付元コード(※)

(※) 取引当事者間で送付データを定義する任意項目とする。

#### (3) 配当金相当額等の支払い

借入者は、配当金、収益分配金又は分配金の支払日に、配当金相当額等を貸出者へ支払う。

## 2. 貸借取引の明細に異動が生じるコーポレート・アクション

### (1) 貸借残高

#### ① 貸借残高の取扱い

市場参加者は、コーポレート・アクションにより貸借取引の明細に異動が生じたときは、決済照合システムを利用せずに<sup>20</sup>、取引当事者間でコーポレート・アクション後の貸借取引の明細を確認することとする。具体的な事例は、「コーポレート・アクションにおける貸借残高の取扱い（別紙3）」を参照。

#### (イ) 株式分割、株式無償割当

株式分割・株式無償割当により割り当てられる新株式の数量を、当該銘柄の貸借取引における残高数量に加算する。

なお、加算する数量の貸借残高明細については、既存の貸借残高明細とは別に新たな貸借残高明細として取り扱い、その決済日は、株式分割、株式無償割当の効力発生日とする。

#### (ロ) 株式併合

当該銘柄の貸借取引における残高数量から株式併合後の新たな数量まで減ずる。

なお、減少後の貸借残高明細の決済日は、株式併合の効力発生日とする。

#### (ハ) 合併、株式移転、株式交換

合併、株式移転、株式交換前の銘柄及び数量の貸借取引を、合併、株式移転、株式交換後の銘柄及び数量の貸借取引として取り扱う。

なお、新たな貸借残高明細の決済日は、当該会社の合併、株式移転、株式交換の効力発生日とする。

#### ② 売買単位数量に関する留意事項

コーポレート・アクションが発生した場合、新たな貸借残高数量が取引所の売買単位数量の整数倍とならず、売買単位数量未満の貸借残高数量や1株に満たない端数の貸借残高数量が生じる場合がある。その場合、市場参加者は、以下のいずれかの方法で対応する。

(イ) コーポレート・アクション後の貸借残高数量が取引所の売買単位数量の整数倍となるよう、コーポレート・アクションの効力発生日より前に、貸出者へ一部返済等を行い、貸借残高数量を調整する。

(ロ) 売買単位数量未満の貸借残高や1株に満たない端数の貸借残高について、金銭の支払いにより、貸出者に返済する。

<sup>20</sup> 保振「決済照合システム 利用者運用マニュアル 別冊：マーケットルール編（国内取引編）」4.9では、決済照合システムを利用した照合方法も定めているが、決済照合システムを利用せずに、取引当事者間でコーポレート・アクション発生後の貸借取引の明細を確認する。

(2) 担保金額の算出方法

貸借銘柄にコーポレート・アクションが発生した場合、市場参加者は、以下のとおり担保金額を算出する（前述Ⅲ.）。具体的な事例は、「コーポレート・アクションにおける担保金額の算出方法（別紙4）」を参照。

① 権利確定日（効力発生日前日）を受払日とするT+0決済取引の担保金額の算出

(イ) 株式分割、株式無償割当

権利確定日（効力発生日前日）を受払日とするT+0決済の新規取引の担保金額については、以下の計算結果となるように算出する。<sup>21</sup>

- 権利確定日（効力発生日前日）を受払日とする  
T+0決済の新規取引の担保金  
＝貸借数量×権利確定日前日（権利落日）の時価×担保金率×  
株式分割、株式無償割当の比率  
(小数点以下切り捨て)

(ロ) 株式併合

権利確定日（効力発生日前日）を受払日とするT+0決済の新規取引の担保金額については、以下の計算結果となるように算出する。<sup>22</sup>

- 権利確定日（効力発生日前日）を受払日とする  
T+0決済の新規取引の担保金  
＝貸借数量×権利確定日前日（権利落日）の時価×担保金率×  
株式併合の比率 (小数点以下切り捨て)

② 効力発生日を受払日とする担保金額の算出

(イ) 合併、株式移転、株式交換

- a. 権利確定日に実施する効力発生日を受払日とする担保金額は、旧銘柄の権利付最終日の時価及び貸借数量を用いて計算する。
- b. 効力発生日に実施する効力発生日を受払日とするT+0決済の新規取引の担保金額は、合併、株式移転、株式交換後の新株式の銘柄の時価（新規上場の場合は「基準値段」）<sup>23</sup>及び貸借数量を用いて計算する。

<sup>21</sup> DVP差額入力方式において、権利確定日におけるT+0決済取引が発生した場合、決済照合システムの仕様上、受払いすべき担保金額と決済照合システムにおける決済照合時の担保金額に差異が生じる。

例) 株数2、比率1:2の株式分割、権利落日時価36.5円、担保金率1.05の場合

(ア) 受払すべき担保金額:  $2株 \times 36.5円 \times 2$  (比率調整)  $\times 1.05 = 153$  (小数点以下切り捨て)

(イ) 決済照合システムにおける決済照合時の担保金額:  $2株 \times 36.5円 \times 1.05 = 76$  (小数点以下切り捨て)

この場合、(ア)から(イ)を差し引いた金額(153円-76円=77円)について、追加で照合し、受払する。

<sup>22</sup> 脚注21と同様の事象が発生する。詳細は脚注21を参照。

<sup>23</sup> 合併、株式移転、株式交換後の新株式が新規上場される場合に使用する効力発生日の前営業日の「基準値段」は、効力発生日の午前7時から株式等口座振替システムの統合Web端末でCSVファイルにより取得が可能。

### (3) 貸借料の算出方法

貸借銘柄にコーポレート・アクションが発生した場合、市場参加者は、以下のとおり貸借料を算出する（前述Ⅳ. 1.）。具体的な事例は、「コーポレート・アクションにおける貸借料の算出方法（別紙5）」を参照。

#### ① 株式分割、株式無償割当

権利確定日（効力発生日前日）の貸借料については、以下の計算結果となるように算出する。

- 貸借明細単位の権利確定日（効力発生日前日）の貸借料  
＝ 貸借数量×権利確定日前日（権利落日）の時価

$$\times \text{貸借料率} \times \frac{1}{365} \times \text{株式分割、株式無償割当の比率}$$

（小数点第3位を四捨五入）

#### ② 株式併合

権利確定日（効力発生日前日）の貸借料については、以下の計算結果となるように算出する。

- 貸借明細単位の権利確定日（効力発生日前日）の貸借料  
＝ 貸借数量×権利確定日前日（権利落日）の時価

$$\times \text{貸借料率} \times \frac{1}{365} \times \text{株式併合の比率}$$

（小数点第3位を四捨五入）

#### ③ 合併、株式移転、株式交換

(イ) 権利確定日（効力発生日前日）の貸借料は、旧銘柄の株式の最終取引日の取引所終値を用いて計算する。

(ロ) 効力発生日の貸借料は、合併、株式移転、株式交換後の新株式の銘柄の時価（新規上場の場合は「基準値段」）<sup>24</sup>を用いて計算する。

### 3. その他のコーポレート・アクション

#### (1) 議決権及び株主優待

議決権及び株主優待については、特段の合意がない限り、取引当事者間における金銭授受やその他の調整は不要とする。

#### (2) その他

その他のコーポレート・アクションの取扱いについては、発生の都度、取引当事者間で取り決める。

<sup>24</sup> 合併、株式移転、株式交換後の新株式が新規上場される場合に使用する効力発生日の前営業日の「基準値段」は、効力発生日の午前7時から株式等口座振替システムの統合Web端末でCSVファイルにより取得が可能。

## VII. 決済の円滑化等

市場の決済リスクを軽減し、決済の円滑性を確保するため、株券等貸借取引の決済等について以下の点に留意する。

- (1) 貸株DVP決済の新規利用促進  
貸株DVP決済を利用していない市場参加者については、決済リスク及び事務処理負担の低減のため、貸株DVP決済を利用することが望ましい。
- (2) 貸株DVP決済の積極的利用  
FOP決済については、貸株DVP決済と比べて決済リスクが高いため、そのコントロールは相当な負担となる。したがって、貸株DVP決済が可能な市場参加者については、できる限り貸株DVP決済を行うことが望ましい。
- (3) 約定照合・担保金額照合における留意点  
市場参加者は、約定照合・担保金額照合が不一致となった場合には、迅速に不一致の原因を追究し、確認された原因に基づいて訂正処理を実施する。  
また、正しい約定照合明細を通知すること、約定照合一致後にデータの誤取消しを発生させないこと等を目的として、市場参加者は、適宜、社内体制の強化や社内システムの見直しを図ることが望ましい。
- (4) 残高照合における留意点  
貸借残高等に係る照合は、相手方が特定投資家である場合には、取引当事者間で合意の上、省略する、又は、書面での交付等による方法を止めて電子的な方法とするなど、事務処理負担の低減を図ることが望ましい。

別紙1 返済取引連絡フォーマット

※相手先 コード	銘柄名 (銘柄コ ード)	返済 数量	受渡日到来済 貸借残高	受渡日未到来残高 を含む 約定済貸借残高	貸借料率	返済取引 約定日	返済取引 決済日	当初取引 決済日	※取引 コード	※ファ ンドNo.	※送付元 コード
12428	0000	100	1000	800	4.00	2019/4/1	2019/4/3	2019/3/31	XXXXXXX		12400
12428	1111	2000	0	-	6.00	2019/4/1	2019/4/3	2019/4/2	YYYYYYY		12400

○項目説明

「相手先コード」・・・送付する相手会社を特定するコードを記載します。

「受渡日到来済貸借残高」・・・返済取引の約定日時点における該当貸借明細の現貸借残高を指します。(受残)

「受渡日未到来残高を含む約定済貸借残高」・・・返済取引の約定日時点における該当貸借明細の受渡日未到来残高を含む約定済貸借残高を指します。(約残)  
(「受渡日到来済貸借残高」「受渡日未到来残高を含む約定済貸借残高」いずれかの記載を必須とします。なお、両項目を記載しても構いません。)

「当初取引決済日」・・・新規貸借取引時の受渡日を指します。

「取引コード」・・・連絡相手と確認の上、貸借残高の特定に利用できる場合に記載してください。記載は任意です。

「ファンドNo.」・・・信託銀行へ連絡する際に記載してください。その他の取引相手の場合は任意項目とします。

「送付元コード」・・・送付元を特定するコードを記載します。

※・・・取引当事者間で送付データを定義する任意項目

別紙 2 配当金相当額等照合フォーマット

支払日	権利確定日	※ファンド No.	※相手先コード	銘柄コード	銘柄名	貸借数量	配当単価	配当金相当額等	相当額計算比率 (%)	※送付元コード
2019/7/3	2019/4/28	xxxx		1234	〇〇銘柄	1000	8	8,000	100	
2019/7/3	2019/4/28	xxxx		1234	〇〇銘柄	400	10	4,000	100	
2019/7/3	2019/4/28	xxxx		5678	△△銘柄	200	10	1,800	90	
2019/7/3	2019/4/28	xxxx		5678	△△銘柄	100	100	9,000	90	
								合計	22,800	

○項目説明  
「ファンド No. 」・・・信託銀行が貸出側の市場参加者の場合に記載されます。その他の取引相手の場合は任意項目とします。  
「相手先コード」・・・送付する相手会社を特定するコードを記載します。  
「送付元コード」・・・送付元を特定するコードを記載します。  
※・・・取引当事者間で送付データを定義する任意項目



別紙3 コーポレート・アクションにおける貸借残高の取扱い

コーポレート・アクション種類	例	コーポレート・アクション前の 貸借残高明細				コーポレート・アクション <sup>25</sup> 後の 貸借残高明細			
		銘柄	貸借料率	株数	決済日	銘柄	貸借料率	株数	決済日
株式分割	1 : 2 の分割 (異なる貸借料率の 明細が複数存在)	甲	2.0	1,000 株	2018/10/1	甲	2.0	1,000 株	2018/10/1
		甲	3.0	500 株	2018/12/1	甲	3.0	500 株	2018/12/1
		—	—	—	—	甲	2.0	1,000 株	2019/4/1
		—	—	—	—	甲	3.0	500 株	2019/4/1
株式併合	2 : 1 の併合	甲	2.0	1,000 株	2018/10/1	甲	2.0	500 株	2019/4/1
株式移転	1 : 1 の移転	甲	2.0	1,000 株	2018/10/1	乙	2.0	1,000 株	2019/4/1

<sup>25</sup> 本表におけるコーポレート・アクションの効力発生日を一律 2019/4/1 とする。

#### 別紙4 コーポレート・アクションにおける担保金額の算出方法

(1) 株式分割、株式無償割当 A 銘柄 1 : 3 (担保金率は 100%とする)

担保金の受払日		3月29日	3月30日	3月31日	4月1日
A 銘柄	取引所終値	100.00 円	33.00 円	31.00 円	32.00 円
	権利付最終日	3月29日	3月30日	3月31日	4月1日
T + 0 決済取引 (新規取引)	担保金計算日	3月29日	3月30日	3月31日	4月1日
	担保金額計算	【調整不要】 T + 0 取引貸借数量 × 前日終値 (3月28 日終値) × 100%	【調整不要】 T + 0 取引貸借数量 × 前日終値 100.00 円 × 100%	【調整要】 <sup>26</sup> T + 0 取引貸借数量 × 前日終値 33.00 円 × 100% × 3	【調整不要】 T + 0 取引貸借数量 × 前日終値 31.00 円 × 100%

(2) 株式併合 B 銘柄 3 : 1 (担保金率は 100%とする)

担保金の受払日		3月29日	3月30日	3月31日	4月1日
B 銘柄	取引所終値	100.00 円	301.00 円	302.00 円	303.00 円
	権利付最終日	3月29日	3月30日	3月31日	4月1日
T + 0 決済取引 (新規取引)	担保金計算日	3月29日	3月30日	3月31日	4月1日
	担保金額計算	【調整不要】 T + 0 取引貸借数量 × 前日終値 (3月28 日終値) × 100%	【調整不要】 T + 0 取引貸借数量 × 前日終値 100.00 円 × 100%	【調整要】 <sup>27</sup> T + 0 取引貸借数量 × 前日終値 301.00 円 × 100% ÷ 3	【調整不要】 T + 0 取引貸借数量 × 前日終値 302.00 円 × 100%

<sup>26</sup> 株式分割、株式無償割当の比率に応じて調整する。

T + 0 決済の新規取引の担保金 = 貸借数量 × 前営業日の時価 × 担保金率 × 株式分割、株式無償割当の比率 (小数点以下切り捨て)

<sup>27</sup> 株式併合の比率に応じて調整する。

T + 0 決済の新規取引の担保金 = 貸借数量 × 前営業日の時価 × 担保金率 × 株式併合の比率 (小数点以下切り捨て)

(3) 合併、株式移転、株式交換 C銘柄（被併合会社・上場廃止）：D銘柄（既上場会社）＝ 3：1 （担保金率は100%とする）

担保金の受払日		3月29日	3月30日	3月31日	4月1日	4月2日
C銘柄 (被併合会社・上場廃止)	取引所終値	250.00円	なし	なし	なし	なし
	権利付最終日	権利付最終日	権利落日	権利確定日	効力発生日	効力発生日翌日
D銘柄（既上場会社）	取引所終値	747.00円	748.00円	749.00円	750.00円	751.00円
	効力発生日				効力発生日	効力発生日翌日
C銘柄→D銘柄	貸借数量 (受渡日到来済 貸借残高)	C銘柄 15株	C銘柄 15株	C銘柄 15株	D銘柄 5株	D銘柄 5株
受渡日到来済の取引 (貸借残高)	担保金計算日	3月28日	3月29日	3月30日	3月31日	4月1日
	担保金額計算	C銘柄15株× 前々日C銘柄終 値 (3月27日終 値)×100%	C銘柄15株× 前々日C銘柄終 値 (3月28日終 値)×100%	C銘柄15株× 前々日C銘柄終 値250.00円× 100%	C銘柄15株× C銘柄最終終値 250.00円×100%	D銘柄5株× 前々日D銘柄終 値749.00円× 100%
T+0決済取引 (新規取引)	担保金計算日	-	-	-	4月1日	4月2日
	担保金額計算	-	-	-	D銘柄の貸借数 量×前日D銘柄 終値749.00円× 100%	D銘柄の貸借数 量×前日D銘柄 終値750.00円× 100%

(4) 合併、株式移転、株式交換 E 銘柄（完全子会社・上場廃止）：F 銘柄（新規上場会社）＝ 3：1 （担保金率は 100%とする）

担保金の受払日		3月29日	3月30日	3月31日	4月1日	4月2日
E 銘柄（完全子会社・上場廃止）	権利付最終日	250.00 円	なし	なし	なし	なし
	取引所終値	250.00 円	なし	なし	なし	なし
F 銘柄（新規上場会社）	基準値段	-	740.00 円	740.00 円	-	-
	取引所終値	なし	なし	なし	750.00 円	751.00 円
E 銘柄→F 銘柄	貸借数量 (受渡日到来済 貸借残高)	E 銘柄 15 株	E 銘柄 15 株	E 銘柄 15 株	F 銘柄 5 株	F 銘柄 5 株
受渡日到来済の取引 (貸借残高)	担保金計算日	3月28日	3月29日	3月30日	3月31日	4月1日
	担保金額計算	E 銘柄 15 株×前々日 E 銘柄終値 (3月27日終値)×100%	E 銘柄 15 株×前々日 E 銘柄終値 (3月28日終値)×100%	E 銘柄 15 株×前々日 E 銘柄終値 250.00 円×100%	E 銘柄 15 株×E 銘柄最終終値 250.00 円×100%	F 銘柄 5 株×F 銘柄基準値段 740.00 <sup>28</sup> 円×100%
T + O 決済取引 (新規取引)	担保金計算日	-	-	-	-	4月2日
	担保金額計算	-	-	-	-	F 銘柄の貸借数量×前日 F 銘柄終値 750.00 円×100%

<sup>28</sup> 合併、株式移転、株式交換後の新株式が新規上場される場合に使用する「基準値段」は、効力発生日の午前7時から、株式等口座振替システムの統合 Web 端末で CSV ファイルにより取得が可能。

別紙5 コーポレート・アクションにおける貸借料の算出方法

(1) 株式分割、株式無償割当 A 銘柄 1 : 3 (貸借料率は3%とする)

計算基準日		3月29日	3月30日	3月31日	4月1日
A 銘柄	取引所終値	100.00 円	33.00 円	31.00 円	32.00 円
	貸借数量 (受渡日到来済 貸借残高)	10 株	10 株	10 株	30 株
	貸借料計算	【調整不要】 10 株×前日終値 (3月28日終値) × 3% × 1/365	【調整不要】 10 株×前日終値 100.00 円 × 3% × 1/365	【調整要】 <sup>29</sup> 10 株×前日終値 33.00 円 × 3% × 1/365 × 3	【調整不要】 30 株×前日終値 31.00 円 × 3% × 1/365

(2) 株式併合 B 銘柄 3 : 1 (貸借料率は3%とする)

計算基準日		3月29日	3月30日	3月31日	4月1日
B 銘柄	取引所終値	100.00 円	301.00 円	302.00 円	303.00 円
	貸借数量 (受渡日到来済 貸借残高)	15 株	15 株	15 株	5 株
	貸借料計算	【調整不要】 15 株×前日終値 (3月28日終値) × 3% × 1/365	【調整不要】 15 株×前日終値 100.00 円 × 3% × 1/365	【調整要】 <sup>30</sup> 15 株×前日終値 301.00 円 × 3% × 1/365 ÷ 3	【調整不要】 5 株×前日終値 302.00 円 × 3% × 1/365

<sup>29</sup> 株式分割、株式無償割当の比率に応じて調整する。

貸借明細単位の権利確定日(効力発生日前日)の貸借料 = 前日の時価総額 × 貸借料率 × 1/365 × 株式分割、株式無償割当の比率(小数点第3位を四捨五入)

<sup>30</sup> 株式併合の比率に応じて調整する。

貸借明細単位の権利確定日(効力発生日前日)の貸借料 = 前日の時価総額 × 貸借料率 × 1/365 × 株式併合の比率(小数点第3位を四捨五入)

(3) 合併、株式移転、株式交換 C銘柄（被併合会社・上場廃止）：D銘柄（既上場会社）＝ 3：1 （貸借料率は3%とする）

計算基準日		3月29日	3月30日	3月31日	4月1日	4月2日
C銘柄（被併合会社・上場廃止）	権利付最終日	250.00円	なし	なし	なし	なし
	取引所終値	250.00円	なし	なし	なし	なし
D銘柄（既上場会社）	権利付最終日	747.00円	748.00円	749.00円	750.00円	751.00円
	取引所終値	747.00円	748.00円	749.00円	750.00円	751.00円
C銘柄→D銘柄	貸借数量 (受渡日到来済 貸借残高)	C銘柄 15株	C銘柄 15株	C銘柄 15株	D銘柄 5株	D銘柄 5株
貸借料計算		C銘柄15株×前日C銘柄終値(3月28日終値)×3%×1/365	C銘柄15株×前日C銘柄終値250.00円×3%×1/365	C銘柄15株×C銘柄最終日3/29の終値250.00円×3%×1/365	D銘柄5株×前日D銘柄終値749.00円 <sup>31</sup> ×3%×1/365	D銘柄5株×前日D銘柄終値750.00円×3%×1/365

(4) 合併、株式移転、株式交換 E銘柄（完全子会社・上場廃止）：F銘柄（新規上場会社）＝ 3：1 （貸借料率は3%とする）

計算基準日		3月29日	3月30日	3月31日	4月1日	4月2日
E銘柄（完全子会社・上場廃止）	権利付最終日	250.00円	なし	なし	なし	なし
	取引所終値	250.00円	なし	なし	なし	なし
F銘柄（新規上場会社）	基準値段	-	740.00円	740.00円	-	-
	取引所終値	なし	なし	なし	750.00円	751.00円
E銘柄→F銘柄	貸借数量 (受渡日到来済 貸借残高)	E銘柄 15株	E銘柄 15株	E銘柄 15株	F銘柄 5株	F銘柄 5株
貸借料計算		E銘柄15株×前日E銘柄終値(3月28日終値)×3%×1/365	E銘柄15株×前日E銘柄終値250.00円×3%×1/365	E銘柄15株×E銘柄最終日3/29の終値250.00円×3%×1/365	F銘柄5株×F銘柄基準値段740.00円 <sup>32</sup> ×3%×1/365	F銘柄5株×前日F銘柄終値750.00円×3%×1/365

<sup>31</sup> 合併、株式移転、株式交換後の新株式の銘柄のほふり時価を「貸借対象株券等の時価」として使用する。

<sup>32</sup> 同上。（合併、株式移転、株式交換後の新株式が新規上場される場合に使用する「基準値段」は、効力発生日の午前7時から、株式等口座振替システムの統合Web端末でCSVファイルにより取得が可能。